

平成 26 年 3 月 18 日
新潟市契約課

入札参加者各位

現場代理人及び技術者等の適正配置について

本市では、適正な施工の確保のため建設業法、市工事請負契約約款に基づき現場代理人、主任技術者・監理技術者の配置を求めています。

国の監理技術者制度運用マニュアルでは、技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認を求めており、本市では一般競争入札における技術者のみ入札参加資格審査時に雇用確認を行っていましたが、その重要性に鑑みすべての案件において雇用確認を行うことといたします。

また、建設業法上、特段の規定がない現場代理人についても、現場代理人に委任される権限の重大性から直接的かつ恒常的な雇用関係が必要と考え、平成 26 年 4 月 1 日以降の契約案件については、現場代理人及び技術者等の雇用確認書類の提出を別添 1 により取り扱うことといたしましたのでお知らせいたします。

なお、別添「現場代理人及び技術者等の適正配置について」を作成いたしましたので、業務の参考としてください。

別添 1

受注者の皆様へ

現場代理人・技術者等の雇用確認書類の提出について

1 着手届提出時の雇用確認書類の提出について

契約後、工事監督員に「工事着手届 現場代理人、主任技術者等決定・変更届」を提出する際は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、補助技術者の直接的かつ恒常的な雇用を確認するため公的証明書類の写しを添付または提示し、工事監督員から確認を受けてください。

2 公的証明書類の例（氏名、生年月日、資格取得年月日、所属企業の判るもの）

1. 監理技術者資格者証
2. 健康保険被保険者証
3. 雇用保険被保険者証
4. 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）
5. 雇用保険被保険者通知書（事業主通知用）

3 主任・監理・補助技術者の雇用確認基準日

1. 専任を要する一般競争入札の場合
専任を要する工事（土木一式：請負金額2,500万円以上、建築一式工事：請負金額5,000万円以上）の場合は公告日以前に3か月以上の雇用関係があることが求められます。
2. 専任工事以外の一般競争入札の場合
公告日以前に雇用関係があることが求められます。
3. 指名競争入札の場合
入札日以前に雇用関係があることが求められます。
4. 随意契約の場合
見積書提出日以前に雇用関係があることが求められます。

4 現場代理人の雇用確認基準日

1. すべての案件で契約日前日までに雇用関係があることが求められます。

現場代理人及び技術者等の適正配置について

平成26年4月1日適用

現場代理人、技術者等に関する留意事項

新潟市発注工事においては、適正な施工確保のため工事請負契約約款及び建設業法に基づき現場代理人、主任技術者・監理技術者の配置が必要となります。

また、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。

以下に本市発注工事における現場代理人、技術者等に関する留意事項をまとめましたのでご留意願います。

1. 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、その職務の重大性から受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であることを必要とします。

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、特別な場合を除いて工事現場に常駐することを契約約款において義務づけています。「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

（特別な場合については、別添1「現場代理人の常駐義務緩和措置について」を参照）

(3) 現場代理人の兼任

現場代理人は常駐を要することから、特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人となることはできません。

（特別な場合については、別添1「現場代理人の常駐義務緩和措置について」を参照）

また、営業所における専任の技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）及び経營業務の管理責任者は、現場代理人となることはできません。

2. 主任・監理技術者について

(1) 主任・監理技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額2,500万円以上、建築一式工

事においては5,000万円以上)に設置する主任・監理技術者は、特別な場合を除き原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

(特別な場合については、別添2「主任技術者の専任要件の緩和措置について」を参照)

また、専任を要しない工事の主任技術者であれば他の工事との兼任も可能ですが、変更により契約金額が2,500万円を超える可能性のある工事との兼任については行わないよう留意する必要があります。

このほか、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事であって、当初以外の請負契約が随意契約により締結されることで工作物に一体性が認められるものについては、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これを1つの工事とみなして、当該技術者が当該複数工事全体を管理することができます。この場合、兼任した工事の下請金額の合計が3,000万円(建築工事一式の場合は4,500万円)以上になる場合には、専任の主任技術者から監理技術者に配置技術者を変更する必要があります。

(2) 主任・監理技術者の資格要件

①直接的かつ恒常的な雇用関係(正社員)であること。

ただし、専任の場合は、公告日または入札日(随意契約による場合にあっては見積書の提出日)以前に3か月以上の雇用関係があることを要します。

②工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。(主任技術者の場合:建設業法第7条第2号による)(監理技術者の場合:建設業法第15条第2号による)

③「②」とは別に定める要件等があれば、その要件を満たす者であること。

3. 営業所の専任技術者の取扱いについて

(1) 営業所の専任技術者とは

建設業法第7条第2号において建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。「専任」とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお、1人で複数工種の営業所の専任技術者を兼任することは可能です。

(2) 現場代理人との兼任について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者との兼任はできません。

(3) 主任技術者又は監理技術者との兼任について

主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば営業所の専任技術者との兼任が可能です。

- ①当該事業所（営業所）において請負契約が締結された工事であること。
- ②工事現場と事業所（営業所）がともに新潟市内で、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。また工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できること。

4. 経營業務の管理責任者の取扱いについて

(1) 経營業務の管理責任者とは

経營業務の管理責任者とは、その営業所において、営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、建設業の経營業務について総合的に管理し、執行した経験を有した者を言い、建設業の許可を取得するためには、その知識経験を十分に有する人を経営管理の責任者としてあらかじめ配置しておく必要があります。また、経營業務の管理責任者は常勤でなければなりません。

なお、営業所の専任技術者と経營業務の管理責任者を兼任することは可能ですが、兼任している場合は、主任・監理技術者との兼任はできません。

(2) 現場代理人との兼任について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、経營業務の管理責任者との兼任はできません。

(3) 主任技術者又は監理技術者との兼任について

主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば経營業務の管理責任者との兼任が可能です。

- ①当該事業所（営業所）において請負契約が締結された工事であること。
- ②工事現場と事業所（営業所）がともに新潟市内で、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。また工事現場の職務に従事しながら実質的に経營業務の管理責任者の職務にも従事できること。

5. 現場代理人と主任・監理技術者との兼任について

同一請負契約に限り、現場代理人と主任技術者又は監理技術者を兼任することが可能です。同一請負契約で兼任した者は、特別な場合を除き、他工事の現場代理人又は主任技術者等を兼任することができません。

（特別な場合については、別添1「現場代理人の常駐義務緩和措置について」を参照）

6. 技術者等の配置について

技術者の資格について別添3に、技術者配置における兼任の可、不可について別添4に、また、参考として兼任配置例を別添5にまとめていますので参照してください。

7. 配置技術者等の変更について

配置技術者等の変更については、適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則工期途中での交代を認めておりません。ただし、病休・死亡・退職などの特別な理由がある場合や、工場での製作期間と現場での据付期間とで変更を認める場合は除きます。

8. 技術者及び現場代理人の確認資料

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

技術者等について、所属する会社と直接かつ恒常的な雇用関係を証するため次のいずれかの書類の写しを「配置技術者調書」の契約担当課届け出と同時に提出又は提示し契約担当職員の確認をうけてください。なお、専任の場合は、公告日または入札日（随意契約による場合にあっては見積書の提出日）以前に3か月以上の雇用関係があることが必要です。

なお、在籍出向者、派遣社員は直接的な雇用とは言えませんし、短期雇用者は恒常的な雇用とは言えません。

現場代理人についても次のいずれかの書類の写しを「工事着手届、現場代理人、主任技術者等決定・変更届」の工事担当課届け出と同時に提出又は提示し監督職員の確認をうけてください。なお、開札日以前に雇用関係があることが必要です。

- ① 監理技術者資格者証（表・裏）の写し※ 所属業者が記載されていること。
- ② 健康保険被保険者証の写し
- ③ 住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し
- ④ 雇用保険被保険者証の写し
- ⑤ 源泉徴収簿の写し

(2) 配置技術者の資格を証明するもの

① 監理技術者

- ・ 監理技術者資格者証（表・裏）の写し
- ・ 監理技術者講習終了証の写し

② 主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

- ・ 資格証明書等の写し（国家資格等を有する技術者）
- ・ 経歴書（実務経験による技術者の場合）

(3) 雇用期間の特例

下記に該当する場合、直接的かつ恒常的な雇用があるとみなします。

① 営業譲渡又は会社分割した場合（H13. 5. 30国総建第155号）

営業譲渡の日や会社分割登記した日から3年以内に限り、それぞれ譲渡・分割した企業からの出向者を技術者とするのが可能です。

②国土交通大臣から持株会社に係る企業集団の認定を受けた親会社及び子会社についての取扱い（H14.4.16国総建第97号）

親会社からその子会社への出向社員が当該子会社の受注した工事の現場技術者になることができる。（子会社が親会社からの出向社員を技術者として配置する場合、企業集団に属する親会社やその他の子会社がその工事の下請負人となることはできません）

③親会社及びその連結会社の取扱い（H15.1.22国建総第335号）

当該企業間の出向社員を現場技術者とすることができる。（当該工事を親会社、連結子会社、非連結子会社に下請負させる場合は、出向者を現場技術者とすることはできない）

9. その他

他工事の現場代理人又は技術者等の兼任を行う場合には、兼任する工事のすべての担当課に書面により兼任の報告をするとともに、監督職員の確認を受けて下さい。

また、工事実施に際し、工期遅延、作業事故、苦情等が発生し、原因が施工管理体制の不備と市が判断した場合には、市は、兼任配置の解除を命じることができることとし、請負者は別の技術者等を速やかに配置することとします。

各種書類への虚偽記載や、前記の留意事項に違反した場合は、工事成績評定への反映や指名停止の措置を行うことがあります。

現場代理人の常駐義務緩和措置について

1 工事期間中の常駐を免除することができる期間の設定

(1) 常駐を免除することができる期間

次の①～④に掲げる期間においては、現場代理人の工事現場への常駐を免除することができるものとする。

- ①契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ②工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④現場が完了（必要書類は全て提出済）した後、竣工検査までの間などの工事現場において作業が行われていない期間で、常駐を免除できると工事発注所属長が認めた期間

(2) 常駐を免除することができる期間の明示等

特記仕様書に常駐免除期間を明示しますが、具体的な常駐免除期間は契約後、受注者から発注者に対し発議・協議を行い免除期間を工事打合簿で定める。

(3) 常駐を免除する場合の留意点

常駐を免除した場合であっても、他の工事の現場代理人や専任義務のある主任技術者等を兼任することができない。

また、契約日時点では、作業着手前のため、工事現場への滞在は要しないが、当該工事現場への専任は必要である。

このほか、工場製作のみが行われている期間は、現場代理人は、必ずしも工場に常駐する必要はないが、工場製作過程における品質管理、安全管理等に責任の持てる体制でなければならない。

(3) 常駐を免除する場合の連絡体制、安全管理等

常駐を免除する場合は、発注者との連絡体制の整備、現場の安全管理について工事打合簿に明記し確認すること

2 複数の工事における現場代理人の兼任

(1) 兼任を認める工事

本市発注工事で次の①又は②のいずれかの条件に該当する場合、現場代理人の兼任を認めるが、1人の現場代理人に対して同時期に認められるのは①又は②のいずれか一方の場合のみです。

- ①新潟市発注工事の当初契約金額の合計が7,000万円未満の工事5件まで兼任で

きる。（一件2,500万円未満、工種は問わない）この場合の合計金額は当初契約金額の合計金額で判断し、変更により合計金額が規定額を超えても継続して兼任を認めます。

- ②新潟市発注工事で、兼任する工事現場が同一又は近接しており、かつ工事内容に関連性がある場合で、兼任してもその影響が比較的少ないと発注所属長が認めた工事（金額の上限なし。発注時に特記仕様書に示した工事に限る。）5件まで兼任を認めます。

3 緩和措置の同時適用の不可

現場代理人の常駐緩和措置の「現場代理人の常駐を免除することができる期間」と「複数の工事における現場代理人の兼任」は1人の現場代理人に対して同時に適用はできません。

4 注意事項

- (1) 本取扱い適用工事においても、現場代理人と主任技術者等は兼ねることは可能ですが、主任技術者等は建設業法の規定により請負金額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上となった場合は「専任義務」が生じますので、ご注意願います。
- (2) 正当な理由なく常駐免除を受けずに現場代理人が不在の場合や、取扱いを超えた兼務が発覚した場合は、工事成績評定への反映や、場合によっては指名停止等の措置を行うこともありますので注意が必要です。

主任技術者の専任要件の緩和措置について

1 緩和措置の内容

請負代金額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上に置く主任技術者については、下記の（1）及び（2）の要件すべてに該当する場合は兼任が可能です。

- (1) 国、県、市町村等が発注する工事であること
- (2) 工事密接に関連する工事で、工事箇所の距離が概ね10km程度のすべての公共工事を対象とする。

※密接に関連する工事とは（例示）

① 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

例1) A地区国道舗装工事とA地区市道拡幅工事

② 施工にあたり相互に調整を要する工事

例1) A工事とB工事で工事用道路を共用しており相互に工程調整を要する

例2) A工事の発生土をB工事の盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要する

例3) A工事とB工事で資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する

例4) A工事とB工事の相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要する

2 兼務可能件数

発注機関相互で2件まで可能

3 注意事項

- (1) 兼任を認められた場合においても、発注者と常時連絡の取れる体制を整えること
- (2) 本運用は、専任の主任技術者に対する取扱いであって、専任の監理技術者、営業所における専任の技術者については兼務の適用対象外です。
- (3) 兼任する工事において、受注者の責によらないやむを得ない事由により、専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、技術者の途中交代を認めます。

ただし、この場合においても、交代前後における技術者の技術力が同等以上確保される等、工事の継続性、品質確保に支障がないと認められることが必要です。

- (4) 下請人にも適用できるものとします。

別添 3

建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業 〔 土木工事業 舗装工事業 建築工事業 電気工事業 管工事業 造園工事業 鋼構造物工事業 〕			その他 (左以外の21業種)			
建設業の許可	許可の種類	特定		一般	特定		一般	
		営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	3,000万円以上※1	3,000万円未満※1	3,000万円以上※1は契約できない	3,000万円以上※1	3,000万円未満※1	3,000万円以上※1は契約できない	
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者		
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって請負金額が2,500万円以上※2となる工事						
	監理技術者証の携帯	専任が求められる監理技術者は必要		必要なし		専任が求められる監理技術者は必要		必要なし
	監理技術者講習受講の必要性	必要なし		必要なし		必要なし		必要なし

※1：建築一式工事の場合は4,500万円以上

※2：建築一式工事の場合は5,000万円以上

別添 4

現場代理人，監理技術者又は主任技術者，営業所の専任技術者，経營業務の管理責任者の兼任について

		専任を要しない工事（注1）			専任を要する工事（注2）			
		現場代理人	主任・監理技術者	営業所専任技術者・経營業務管理責任者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所専任技術者・経營業務管理責任者	
同一工事	現場代理人		兼任可	兼任不可		兼任可	兼任不可	
	主任・監理技術者	兼任可		兼任可（注3）	兼任可		兼任不可	
	営業所専任技術者・経營業務管理責任者	兼任不可	兼任可（注3）		兼任不可	兼任不可		
別途工事	専任を要しない工事（注1）	現場代理人	兼任不可（注4）	兼任不可	兼任不可	兼任不可（注4）	兼任不可	兼任不可
		主任・監理技術者	兼任不可	兼任可	兼任可（注3）	兼任不可	兼任不可（注5）	兼任不可
	専任を要する工事（注2）	現場代理人	兼任不可（注4）	兼任不可	兼任不可	兼任不可（注4）	兼任不可	兼任不可
		主任・監理技術者	兼任不可	兼任不可（注5）	兼任不可	兼任不可	兼任不可（注5）	兼任不可

注1 監理技術者又は主任技術者の専任を要しない工事とは、請負金額が2,500万（建築一式工事は5,000万円）未満の工事

注2 監理技術者又は主任技術者の専任を要する工事とは、請負金額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上の工事

注3 営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者が兼任できるのは、工事現場と事業所（営業所）がともに新潟市内で、当該事業所と常時連絡をとれる体制にあり、工事現場の職務に従事しながら営業所の職務に支障なく従事できると発注者が認めた場合可能

注4 同一現場等、特別な場合にのみ現場代理人を兼任することが可能です。（特別な場合については、別添2「現場代理人の常駐義務緩和措置について」を参照）

注5 同一現場等、特別な場合にのみ主任技術者等を兼任することが可能です。（特別な場合については、別添3「主任技術者の専任要件の緩和措置について」を参照）

○現場代理人が2以上の工事現場を兼任する場合の配置の例（技術者を兼務する場合）

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
	現場代理人と技術者を兼務しない場合	現場代理人と技術者を兼務する場合		
技術者の配置要件	技術者を兼務しないため関係なし	非専任	専任（注1） 監理技術者 主任技術者（右記以外）	工事に密接な関係があり、工事現場間の距離が10km程度以内である場合の主任技術者（注4）
他の工事現場との兼任	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能（注2）	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能（かつ技術者も兼務可能）（注2）	A工事 ↔ B工事 ⇒現場の兼任不可（技術者の専任制のため）	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能（かつ技術者も兼務可能）（注3）

注1：技術者の専任を要する工事とは1件の請負金額が2,500万円以上（建築一式は5,000万円以上）の工事

注2：現場代理人の兼任は件数で5件まで、かつ当初請負金額合計で7,000万円未満（1件2,500万円未満）の工事を兼務可能

注3：専任を要する工事の現場代理人・技術者の兼任は2件まで可能（主任技術者の専任要件緩和措置）

注4：密接な関係とは「工事対象工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」又は「施工にあたり相互に調整を要する工事」

【例1】2つの現場で資材を一括調達し、相互に工程調整を要するもの【例2】相当の部分の工事を同一の下請け企業で施工し、相互に工程調整を要するもの

○経營業務管理責任者・営業所の専任技術者の技術者等の兼任について

	主任技術者・監理技術者		
	非専任	専任	
経營業務管理責任者	兼任可能（注1）	兼任不可	注1：工事現場と事業所がともに新潟市内で、当該事業所と常時連絡が取れる体制であること。また、工事現場の職務に従事しながら経營業務管理責任者の職務にも支障なく従事できること。
営業所専任技術者	兼任可能（注2）	兼任不可	注2：当該営業所において請負契約が締結された工事で、工事現場と事業所（営業所）がともに新潟市内で、当該事業所と常時連絡が取れる体制であること。また、工事現場の職務に従事しながら営業所専任技術者の職務にも支障なく従事できること。

※ 現に経營業務管理責任者と営業所専任技術者を兼務している方は、技術者を兼任することはできません。（一人三役は不可）